

医療機関等物価高騰対策事業

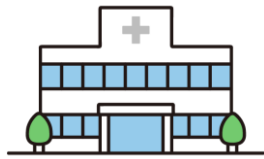
物価高騰の影響を受けている医療機関等を支援するため、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、補助金を交付します。

受付
期間

令和8年

当日消印有効

6月1日(月) から 7月31日(金)



対象者

◎以下の1・2をいずれも満たすもの(※詳細は裏面を参照)

1 龍ヶ崎市内に所在する **医療機関等** (*1) であって、その施設を運営している法人・個人

(*1) 保険医療機関コード(登録記号番号、ステーションコード)が発行されている

①病院 ②診療所(医科・歯科) ③薬局 ④訪問看護ステーション
⑤施術所(あん摩・はり・きゅう・柔道整復) (*2)

(*2) 登録記号番号を有しない施術所については、令和7年度に医療保険(療養費)の対象となる施術の実績があること。

2 令和7年4月1日から補助金交付決定日において事業を継続して実施しており、今後も市内で事業継続の意思があること

※ 医療機関等物価高騰対策事業の交付要件を満たさない事業者は、事業者等物価高騰対策事業の対象となることがありますので、お問い合わせください(お問い合わせ先:商工観光課)。

※ 今年度中に支援内容を同じくする本市の他の補助金等と重複して受給することはできません。

給付内容

※ 1事業者1回かぎりとなります。

※ 対象となる事業者が同一の施設にて複数の事業を運営している場合は、いずれか一方の事業のみを対象とします。

病院

500万円(200床以上) / 250万円(200床未満)

※病床数は開設許可病床数を基準

診療所
医科・歯科

20万円(病床あり) / 10万円(病床なし)

薬局・訪問看護ステーション・施術所(あ・は・き・柔)

10万円



申請方法

以下の申請書にご記入の上、関係書類を添えて、郵送・窓口にて提出

①龍ヶ崎市医療機関等物価高騰対策支援事業費補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)

②保険医療機関コード(登録記号番号)、事業所の所在地が確認できる書類等の写し

(例) 保険医療機関指定通知書、受領委任の取り扱いに係る承諾通知書 等

※登録記号番号を有しない施術所は、令和7年度に保険適用の施術の実績があることを確認できる書類

③振込先が分かる書類(通帳・キャッシュカード等)の写し

お問い合わせ先

〒301-0836 龍ヶ崎市3543番地

龍ヶ崎市役所 保健福祉棟2階 健康増進課(医療対策室)

TEL 0297-64-1111(代)


受付時間: 平日午前9時から午後5時(土日祝日を除く)

市公式HP
物価高騰対策
事業について





対象となる医療機関等の施設 要件・補助金の額

交付対象	区分	補助金の額	交付要件
<p style="text-align: center;">医療機関等</p> <p>龍ヶ崎市内に所在する病院・診療所・薬局・訪問看護ステーション・施術所を運営する法人又は個人</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>※令和7年4月1日から補助金交付決定日において事業を継続して運営しており、今後も市内で事業継続の意思があること。</p> <p>※1事業者1回かぎり。</p> <p>※対象となる事業者が同一の施設にて、複数の事業を運営している場合は、いずれか一方を対象とする。</p>	病院 (200床以上)	5,000,000円	<p>○医療法の規定に基づき開設している病院又は診療所(往診のみを行う診療所を含み、社会福祉施設の医務室を除く。)のうち、健康保険法の規定により保険医療機関の指定を受けていること。</p>
	病院 (200床未満)	2,500,000円	
	診療所 (病床あり)	200,000円	
	診療所 (病床なし)	100,000円	<p>○病床数は医療法に基づく開設許可病床数を基準とする。</p>
	歯科 診療所	100,000円	
	薬局	100,000円	<p>○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の規定に基づき開設している薬局のうち、健康保険法の規定により保険薬局の指定を受けていること。</p>
	訪問看護 ステーション	100,000円	<p>○健康保険法の規定に基づき訪問看護事業者としての指定を受けていること。</p>
施術所	100,000円	<p>○あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律又は柔道整復師法の規定に基づき茨城県知事に施術所開設の届出をしたもののうち、関東信越厚生局に対し「受領委任取扱いに係る申出」をしてその承諾を受けていること、又は令和7年度に医療保険(療養費)の対象となる施術の実績があること。</p>	

※ 医療機関等物価高騰対策事業の交付要件を満たさない事業者は、事業者等物価高騰対策事業の対象となることがありますので、お問い合わせください(お問い合わせ先:商工観光課)。

※ 今年度中に支援内容を同じくする本市の他の補助金等と重複して受給することはできません。